

株 主 各 位

## 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

1. 事業報告「2.(5)業務の適正を確保するための体制」
2. 事業報告「2.(6)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
3. 事業報告「2.(7)会社の支配に関する基本方針」
4. 連結計算書類「連結注記表」
5. 計算書類「個別注記表」

[第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）]

上記事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.transgenic.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

株式会社トランスジェニック

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要  
は、以下のとおりであります。（最終改訂 2015年5月27日）

### ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、公正かつ透明な企業活動を目的とすることを経営の基本方針とし、「企業行動憲章」、「コンプライアンス行動指針」を定め、その遵守について、継続して周知徹底を図る。また、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、整備を図る。

当社及び当社子会社は、内部通報制度として「内部通報制度運用規程」を定め、外部弁護士事務所を通報窓口として設置し、法令違反その他の不正行為の早期発見及び是正を図るとともに、内部通報者の保護を行う。

### ② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理は、「セキュリティ基本方針」、「情報管理規程」、「文書管理規程」に従い、文書及び電磁的媒体に記録されたものを整理・保存するとともに情報漏洩を防止する。また、当社子会社においてもこれに準拠した体制を確保する。

当社の取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。また、当社子会社においてもこれに準拠した体制を確保する。

### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、不測の事態又は危機の発生に備え、「リスク管理規程」を定め、子会社を含む企業集団全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行い、各々のリスクに対する未然防止に努め、これを運用する。

個別具体的なリスクに関しては、「コンプライアンス行動指針」、「コンプライアンス規程」、「セキュリティ基本方針」、「情報管理規程」、「経理規程」、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」等に基づき、リスク管理体制の強化推進に努める。

- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会において、子会社を含む企業集団全体の経営の基本戦略、年度及び中期の経営計画等を策定し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

当社及び当社子会社は、毎月定例で、あるいは必要に応じて開催される取締役会において、「取締役会規程」、「職務権限規程」で定めた経営に関する重要事項の決定、報告を行い、取締役の業務執行状況の監督を行う。

意思決定プロセスには、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により、権限と責任の所在を明確化したうえで、ITを導入することで、適切かつ効率的な仕組みを構築する。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、並びにその他の当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、当社子会社における取締役の職務執行の監視・監督を行う。当社子会社の営業成績、財務状況については、定期的に、その他重要な事項が発生した場合は都度、当社への報告を義務づける。重要な当社子会社については当社取締役会における報告を義務づける。

当社は、当社及び当社子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社及び当社子会社全体を網羅的・統括的に管理する。

また、当社子会社には、当社と同様の内部規程を設け、当社の内部監査担当部門による監査や当社監査役による監査によって、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努め、子会社の業務執行の適正性の確保を図る。なお、子会社に定めのない規程は、当社の内部規程を準用する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する体制、並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及び当社監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、必要に応じて当社の代表取締役と協議のうえ、職務を補助すべき使用人を指名し、監査業務に必要な事項を命令することができる。指名期間中の当該使用人への指揮権は当社の監査役に移譲されたものとし、他部署の使用人を兼務せず、取締役の指揮命令は受けないものとする。

当該使用人の人事評価及び異動については、当社の監査役会の事前同意を要するものとする。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令等の違反行為及び業績、信用に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第又は報告を受け次第、直ちに当社監査役に報告する。

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。

当社及び当社子会社の内部通報制度窓口で受け付けた重要情報については、事実確認のうえ、直ちに当社監査役に報告する。

当社及び当社子会社の内部監査部門は、当社監査役に当社及び当社子会社における内部統制の現況を報告する。

当社及び当社子会社は、当社監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役等及び監査役並びに使用人に対し、報告したことを理由にして不利な取扱いを行ってはならない旨を周知徹底するとともに、報告された情報については厳重に管理する。

- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、並びにその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施する。

監査役は、効率的な監査を行うため、必要に応じて、内部監査部門と協議及び意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる。

監査役は、「監査役会規程」に基づき、定例の監査役会を開催し、監査実施状況について情報交換及び協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

監査役は、監査の実施に当たり必要な場合には、弁護士、公認会計士等の専門家を活用する。

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除いて、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の方針に基づき、以下のとおり運用しております。

### ① 法令順守に対する取り組みの状況について

当社は、「企業行動憲章」、「コンプライアンス行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定し、当社及びグループ会社の取締役及び使用人への浸透を図るとともに、不正防止に関する研修を実施しております。また、当社は「リスク管理規程」を制定し、運用上において新たに発見された問題点等について、適時、是正改善を行い、必要に応じて再発防止の取り組みを実施しております。

### ② 内部監査の実施について

当社は、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準等に準拠した内部監査計画書を策定しております。内部監査人は、当該計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、監査結果について改善が必要な場合は、担当部署に指摘を行っております。また、不備の状況について取締役会及び監査役会にて報告を行っております。

### ③ 監査役の監査体制の状況について

当社の監査役会は、四半期毎及び臨時に開催するとともに、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を行っております。常勤監査役につきましては、社内決裁の状況を網羅的に確認し、また、会計監査人及び内部監査人とも定期的に会合を行い、意見交換を行っております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社グループは「未来に資するとともに世界の人々の健康と豊かな暮らしの実現に貢献する」を経営理念とし、探索基礎研究・創薬研究等の初期段階から、動物による非臨床試験、臨床試験まで、創薬における一連のステージに対応できるシームレスなサービスを提供する創薬支援事業と、収益基盤強化を目的として幅広い分野のM&Aの推進を行うTGBS事業によって構成されています。

従って、当社の経営には上記のような事業特性を前提とした経営のノウハウ並びに創薬支援ビジネスに関する高度な知識、技術、経験を有する使用人、大学・企業との共同研究先及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの事業の説明責任と十分な理解を得ることが不可欠であると考えております。

### ② 不適切な支配の防止のための取り組み

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株式の売買は、株主、投資家の自由意思に委ねられるべきものと考えており、特定の者の大規模買付行為においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有される当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社の事業に対する理解なくして行われる当社株式の大規模買付行為がなされた場合には当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、定時株主総会で株主の皆様の合理的な意思の確認ができることを条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入を決定いたしました。同買収防衛策の導入は、2006年6月28日開催の当社第8期定時株主総会にてご承認をいただいております。

(注) 買収防衛策の詳しい内容については、当社ウェブサイト

(<https://www.transgenic.co.jp/pressrelease/2006/05/post-44.php>) をご参照ください。

③ 上記②の取り組みについての取締役会の判断

イ. 当社取締役会は、上記②の取り組みは、当社の上記①の基本方針に沿って策定された当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取り組みであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではないと考えております。

ロ. 当社取締役会は、上記②の取り組みは、あくまで株主の皆様のご自由な意思決定を行うための前提となる必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、現経営陣の保身に利用されることや不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害は生じないものと考えております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	15社
・主要な連結子会社の名称	株式会社新薬リサーチセンター 株式会社安評センター 株式会社プライミューン 株式会社メディフォーム 医化学創薬株式会社 株式会社ルナパス毒性病理研究所 株式会社TGビジネスサービス 株式会社ルーペックスジャパン 株式会社アウトレットプラザ 株式会社TGM ギャラックス貿易株式会社 株式会社キヅキ 株式会社ホープ

すべての子会社を連結しております。

当連結会計年度において、株式会社ホープ及び株式会社ルナパス毒性病理研究所の株式を取得したことに伴い、新たに連結の範囲に含めております。また、株式会社ジェネティックラボは、保有株式を売却したことにより連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外子会社の決算日は12月31日であります。

当該在外子会社については、同社の決算日である12月31日現在の財務諸表を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、他の連結子会社の決算日は、いずれも連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### ・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ロ. 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- |          |           |
|----------|-----------|
| ・ 商品及び製品 | 主として移動平均法 |
| ・ 仕掛品    | 個別法       |
| ・ 原材料    | 移動平均法     |
| ・ 貯蔵品    | 最終仕入原価法   |

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）、神戸研究所動物飼育施設及び一部の連結子会社の資産については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～38年
機械装置及び運搬具	3～17年
工具、器具及び備品	4～15年

###### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 受注損失引当金 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識するため、下記の5ステップを適用して、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

イ. 創薬支援事業

主に非臨床試験及び臨床試験の受託並びに抗体等の製品の販売を行っております。非臨床試験及び臨床試験の受託におきましては、顧客との契約に基づき、最終報告書の提出が完了した時点で、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、製品の販売につきましても、顧客に製品を引き渡した時点を履行義務の充足時と判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、当社グループが代理人として行う業務につきましても、顧客から受け取る対価の純額で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

非臨床試験及び臨床試験の受託に関する取引の対価は、最終報告書の提出後、概ね2か月以内に受領しております。同様に、抗体等の製品の販売に関する取引の対価につきましても、製品の引き渡し後、概ね2か月以内に受領しております。

ロ. T G B S 事業

T G B S 事業のうち「Eコマース事業」においては、主に家電商品や高級洋食器の通信販売を行っており、顧客に商品を引き渡した時点を履行義務の充足時と判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の出荷時点で収益を認識しております。また、ポイント利用を行う取引につきましては、収益を顧客との契約において約束された対価から、値引き、返品等を控除した金額で測定し、販売価額からポイント利用による値引額を控除した純額で認識しております。

通信販売に関する取引の対価は、商品の引き渡し後、概ね2か月以内に受領しております。

T G B S 事業のうち「その他事業」においては、製品及び商品の販売を行っており、製品及び商品の販売につきましては、顧客に製品及び商品を引き渡した時点を履行義務の充足時と判断し、当該時点で収益を認識しております。また、財の納入・設置・据付を行う業務については、これらを単一の履行義務と識別し、顧客の検収が行われた時点を履行義務の充足時と判断し、当該時点で収益を認識しております。

製品及び商品の販売に関する取引の対価は、製品及び商品の引き渡し後、概ね2か月以内に受領しております。また、財の納入・設置・据付を行う業務につきましても、顧客による検収後、概ね2か月以内に受領しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしているものは振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務等

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法 為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので連結決算日における有効性の評価を省略しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。主な償却期間は10年であります。

⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法 社債発行費等は、支出時に全額費用として処理しております。

ロ. 連結納税制度の適用 当社及び国内連結子会社の一部は、連結納税制度を適用しております。

ハ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

① 創薬支援事業

受託契約に関しては、一時点で充足される履行義務として、最終報告書の提出が完了した時点で収益を認識する方法を採用しておりますが、一部の受託契約について、従来、別個の取引として識別していた複数の契約を単一の履行義務として識別する方法に変更しております。さらに、代理人取引について、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

② TGBS事業

Eコマース事業においては、ポイント利用による売上について、従来は総額を収益として認識し、値引額を支払手数料として計上しておりましたが、純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は158,713千円、売上原価は107,240千円、販売費及び一般管理費は22,279千円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ29,193千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は、9,367千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度の期首より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (固定資産の減損判定及び測定)

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

① 有形固定資産	1,992,668千円
② 無形固定資産	377,754千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは減損判定の実施にあたり、営業損益及び使用状況の変化等に基づいて減損の兆候の有無の判定を行っております。営業損益に関しては、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みかについて、また、経営環境の著しい悪化がないかどうかについて検討を行っております。

減損の兆候が識別された資産グループについては、翌連結会計年度以降の事業予算及び土地・建物の売却価値に基づいて将来キャッシュ・フローを見積り、資産グループごとの資産の帳簿価額との比較を行っております。将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、経営環境の状況を踏まえ、不確実性を十分に織り込んで算定しております。

減損を認識した資産グループについては、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

当連結会計年度においては、創薬支援事業及びTGBS事業の一部資産グループにおいて減損の兆候が識別されたため、当該資産グループに対して減損の要否の判定を行い、投資額の回収が見込まれていない事業用資産について、特別損失に383,648千円の減損損失を計上しております。

当該見積りに際しては、国際情勢の動向を含めて依然として先行き不透明な状況が継続しているものの、概ね当連結会計年度の状況が継続するとの仮定を置いております。

なお、当該見積りには不確実性があるため、経営環境の変化による影響が当該前提と乖離する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 表示方法の変更に関する注記

#### (連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

### 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,107,117千円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失（千円）
静岡県磐田市	事業用資産	工具、器具及び備品	198,281
		リース資産	8,882
		ソフトウェア	5,435
		その他	1,672
		計	214,273
東京都千代田区	事業用資産	のれん	169,375
		計	169,375
計			383,648

### (2) 資産のグルーピング方法

当社グループは減損会計の適用にあたって、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産をグルーピングしております。また、本社等、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としております。

### (3) 減損損失の認識に至った経緯

創薬支援事業及びTGBS事業の一部資産につきまして、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、当該事業に係る資産について減損損失を認識しております。

### (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等により評価しております。なお、投資額の回収が見込まれない資産については、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。当該のれんの減損損失の金額には、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（会計制度委員会報告第7号 平成30年2月16日）第32項の規定に基づくのれん償却額が含まれております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	17,369,141株	一株	一株	17,369,141株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,421株	550,001株	一株	551,422株

(注) 普通株式の自己株式の増加の内訳は、単元未満株式の買取による増加1株、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加550,000株であります。

### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2019年8月28日取締役会決議分 有償ストック・オプション
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	200,000株

### (4) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	52,103千円	3.00円	2021年3月31日	2021年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の通り決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	100,906千円	6.00円	2022年3月31日	2022年6月24日

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に銀行借入及び社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「(4) 会計方針に関する事項⑦ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び長期貸付金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の営業債権債務については、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、重要なものについて先物為替予約を利用する方針であります。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限等を定めた内規に基づいて承認を得た取引限度枠内において取引を行い、契約先との残高照合等を行っております。月次の取引実績は、経理部所管の役員に報告しております。連結子会社につきましても当社の内規に準じて管理を行っております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。（\*2 参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券(*2)			
その他有価証券	76,138	76,138	—
資産計	76,138	76,138	—
(1) 社債(*3)	165,000	162,735	△2,264
(2) 長期借入金(*4)	1,204,499	1,171,632	△32,867
(3) リース債務(*5)	60,968	58,818	△2,149
(4) 長期未払金(*6)	59,832	59,771	△61
負債計	1,490,300	1,452,958	△37,342

(\*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 以下の金融商品は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	37,411
投資事業有限責任組合	2,197

(\*3) 1年内償還予定の社債（流動負債）、社債（固定負債）の合計額であります。

(\*4) 1年内返済予定の長期借入金（流動負債）、長期借入金（固定負債）の合計額であります。

(\*5) リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

(\*6) 1年内支払予定の長期未払金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,618,521	—	—	—
受取手形及び売掛金	891,163	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの (1) 債券	6,938	—	—	—
合計	5,516,624	—	—	—

2. 社債、長期借入金、リース債務及び長期未払金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	390,000	—	—	—
社債	14,000	151,000	—	—
長期借入金	323,939	675,379	205,181	—
リース債務	16,484	44,484	—	—
長期未払金	16,135	43,165	532	—
合計	760,558	914,029	205,713	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	67,784	—	—	67,784
債券	—	5,955	—	5,955
資産計	67,784	5,955	—	73,740

(注) その他有価証券については、投資信託等は含まれておりません。当該投資信託等の連結貸借対照表計上額は2,398千円であります。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	162,735	—	162,735
長期借入金	—	1,171,632	—	1,171,632
リース債務	—	58,818	—	58,818
長期未払金	—	59,771	—	59,771
負債計	—	1,452,958	—	1,452,958

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 負債

### 社債(1年内償還予定を含む)

元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 長期借入金及びリース債務

これらの時価につきましては、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 長期未払金

長期未払金の時価につきましては、元利金の合計額を、支払期日までの期間に対応する国債の利回りなどで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	創薬支援事業	TGBS事業			全社	
		Eコマース	その他	小計		
試験・検査受託	4,665,948	—	—	—	—	4,665,948
製商品販売	71,033	4,699,479	3,054,773	7,754,253	—	7,825,286
その他	19,699	—	65,033	65,033	600	85,332
外部顧客への売上高	4,756,682	4,699,479	3,119,806	7,819,286	600	12,576,568

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	創薬支援事業	TGBS事業			全社	
		Eコマース	その他	小計		
一時点で移転される財又はサービス	4,707,414	4,699,479	3,092,723	7,792,203	—	12,499,618
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	49,267	—	27,083	27,083	600	76,950
外部顧客への売上高	4,756,682	4,699,479	3,119,806	7,819,286	600	12,576,568

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項、⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2021年4月1日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	1,085,414	891,163
契約資産	4,556	2,951
契約負債	546,732	775,539

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2022年3月31日時点で478,936千円であります。当該履行義務は創薬支援事業における受託試験売上等に関するものであり、期末日後概ね1年～3年間で収益として認識されると見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 388円43銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 109円52銭 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することについて、以下のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式を消却する理由

株主還元の充実及び資本効率の向上を目的として、自己株式の消却を実施することといたしました。

(2) 自己株式の消却内容

- ・ 消却した株式の種類 当社普通株式
- ・ 消却した株式の数 370,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 2.13%)

(3) 消却日 2022年5月20日

(4) 消却後の発行済株式総数 16,999,141株

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

・子会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

建物（附属設備を除く）及び神戸研究所動物飼育施設については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～38年

構築物 15～20年

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

### ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社への投融資の評価）

### (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

① 関係会社株式	1,254,044千円
② 関係会社短期貸付金	2,114,200千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式の評価において、各社の株式の実質価額と取得原価を比較し、50%以上の下落が生じている場合は回復可能性があるとして認められる場合を除いて減損処理を行っております。

また、関係会社貸付金の評価において、財務内容に問題があり、過去の経営成績又は経営改善計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性がある場合には、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

関係会社株式の評価及び関係会社貸付金の評価に際しては、経営環境の状況を踏まえ、不確実性を十分に織り込んで算定しております。

当事業年度においては、関係会社投融資の評価を行った結果、関係株式評価損又は個別の貸倒引当金の計上はありませんでした。

当該見積りに際しては、国際情勢の動向を含めて依然として先行き不透明な状況が継続しているものの、概ね当事業年度の状況が継続するとの仮定を置いております。

なお、当該見積りには不確実性があるため、経営環境の変化による影響が当該前提と乖離する場合には、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(持株会社への移行に伴う表示区分の変更)

当社は、2021年4月1日付で、当社子会社へ当社事業（遺伝子改変マウス事業及び抗体事業）を事業譲渡し、純粹持株会社体制へ移行しております。

これに伴い、事業から生じる収益については当事業年度から「営業収益」として計上するとともに、それに対応する費用を「営業費用」として計上しております。

(貸借対照表関係)

「流動資産」の「原材料及び貯蔵品」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示する方法に変更しております。

(損益計算書関係)

関係会社からの受取配当金は、従来、「営業外収益」の「受取配当金」として計上しておりましたが、当事業年度より主たる事業活動に基づき得られる収益として「営業収益」に表示する方法に変更しております。当該変更により、従来と同一の会計処理による場合と比較して、当事業年度の営業収益が107,026千円増加し、営業利益は同額増加しております。なお、「営業外収益」が同額減少しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

関係会社からの受取利息は、従来、「営業外収益」の「受取利息」として計上しておりましたが、当事業年度より主たる事業活動に基づき得られる収益として「営業収益」に表示する方法に変更しております。当該変更により、従来と同一の会計処理による場合と比較して、当事業年度の営業収益が14,305千円増加し、営業利益は同額増加しております。なお、「営業外収益」が同額減少しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	564,776千円
(2) 保証債務	
子会社家賃に対する保証債務	1,073千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務	
① 短期金銭債権	2,220,984千円
② 短期金銭債務	38,132千円

## 5 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

### ① 営業取引による取引高

・営業収益	356,606千円
・営業費用	10,504千円

② 営業取引以外の取引による取引高 31,290千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,421株	550,001株	一株	551,422株

(注) 普通株式の自己株式の増加の内訳は、単元未満株式の買取による増加1株、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加550,000株であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	28,781千円
投資有価証券評価損	14,235千円
減損損失	6,323千円
貸倒引当金	3,718千円
繰越欠損金	6,332千円
その他有価証券評価差額金	784千円
その他	11,726千円
繰延税金資産小計	71,901千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△6,332千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△58,981千円
評価性引当額小計	△65,313千円
繰延税金資産合計	6,587千円
繰延税金資産の純額	6,587千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 新薬リサーチセンター	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1、2	300,000	短期貸付金	350,000
				経営指導料の受取 (注)3	55,700	売掛金	5,105
				賃料の受取 (注)4	39,600	前受金	3,630
				増資の引受 (注)5	200,000	—	—
子会社	株式会社 安評センター	所有 間接100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1、2	280,000	短期貸付金	614,200
				賃料の受取 (注)4	40,800	前受金	3,740
子会社	株式会社 TGビジネスサービス	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1、2	1,065,000	短期貸付金	1,000,000
				経営指導料の受取 (注)3	66,500	売掛金	6,380
子会社	ギャラククス 貿易株式会社	所有 間接99.9	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1、2	200,000	短期貸付金	150,000

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 契約上は1年後の期日一括返済となっておりますが、返済期日到来前に同条件で期間を延長しております。
3. 経営指導料については、グループ会社経営支援のための必要経費並びにグループ会社の売上高を基準として決定しております。
4. 建物の賃貸は神戸研究所に係るものであり、近隣の取引実勢に基づいて金額を決定しております。
5. 株式会社新薬リサーチセンターの第三者割当による増資(4,000株)を引き受けたものであります。引受条件は、同社の純資産価額等を勘案して合理的に決定したものであります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	406円51銭
(2) 1株当たり当期純利益	158円30銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

「連結財務諸表」「注記事項」(後発事象)に関する注記に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(子会社の増資)

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社新薬リサーチセンターに対する増資を決議いたしました。

### (1) 増資の理由

当該連結子会社における投資に充当するとともに、自己資本の増強により同社の財務基盤の安定を図ることを目的としております。

### (2) 対象会社の概要

- ・名称 株式会社新薬リサーチセンター
- ・所在地 東京都千代田区有楽町
- ・事業内容 医薬品・食品・化学品の非臨床試験、医薬品・食品等の臨床試験
- ・資本金 50,000千円(増資前)
- ・出資比率 100%(増資前)

### (3) 増資の概要

- ・増資金額 350,000千円
- ・払込時期 2022年5月6日
- ・増資後資本金 225,000千円
- ・増資後出資比率 100%

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。